

第19回秋田市景観形成専門部会 議事要旨

- 1 日 時 平成23年9月7日(水) 午後1時30分~午後2時30分
- 2 場 所 秋田市役所 研修棟 第1研修室
- 3 次 第
 - 1 開会
 - 2 部会長あいさつ
 - 3 議 事
 - (1)「景観重要建造物等に関する必要事項について」
(景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について)
 - (2)屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止する地域の指定について
 - 4 その他
 - 5 閉会
- 4 出席委員 横山 智也 委員
恒松 良純 委員
片倉 健 委員
岡部 久子 委員
鈴木 充 委員
加藤 一成 委員
嘉藤 潔 委員
金子 健三 委員
瀬戸下 伸介 委員
半田 和彦 委員
石垣 充 委員 以上11名
- 5 欠席委員 渡部 高明 委員
- 6 事務局出席者 佐々木都市計画課長
中島都市計画課副参事
佐藤都市環境担当主席主査
伊藤都市環境担当主査
櫻庭都市環境担当技師

議事録署名委員の指名

司会 本日の会議は、総数12名の内、半数以上の計11名の委員の方が出席しており、秋田市都市景観形成専門部会設置規程第3条第2項の規定により本会議は成立していることをご報告する。
はじめに議事録署名委員2名の指名をしていただく。

部会長 議事録署名委員2名については、岡部委員と鈴木委員にお願いします。

岡部委員 ~了承~
鈴木委員 ~了承~

3 議事

(1)「景観重要建造物等に関する必要事項について」
(景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議について)

事務局 議事資料(資料No1 ~ 4 - 4)について説明

部会長 ただ今の事務局からの説明を受けて、ご意見、ご質問はないか。

委員 建造物の内部の写真を見ると、通り土間にトップライトが確認できるが、完成イメージの写真では無くなっている。今回の行為で撤去されるということか。

事務局 以前は、現在空き地となっている建造物の南側敷地に建物があり、日当たりが悪いということで、途中で明かり取りとして設置したと聞いている。
現在、建造物南側に建物がないこと、また、一番の理由として雨漏りの原因となっていることから、撤去するという事前協議者の考えである。

部会長 今回の事前協議は屋根の葺き替えのみとなっているが、今後、他に実施する行為の予定はあるのか。例えば、看板についてはどうか。

事務局 外観については外壁の改修など、これまでに継続的に維持管理を実施してきたことから、現在のところ建造物の外観に対する修理・改修の予定が無いことを事前協議者から聞いている。看板については、今後、事前協議者と相談しながら検討したい。

委員 現在の屋根は何年前に葺き替えられたものか。また、葺き替え後の屋根の色を黒とした理由は何か。

事務局 事前協議者から、前回の屋根の葺き替えは、昭和45年頃に行ったと聞いている。また、これまでに腐食防止等の理由で塗りを何回か行っていると聞いてお

り、維持管理の過程で現在の色となったと思われる。今回の屋根の葺き替えについては、通りに面した下屋庇部分の色と同一とするため、統一が図られることとなる。

委員 事前協議の建造物は、大正3年に建築されたものとなっているが、その前からこの場所で営業していたのか。

事務局 調査報告書の記載では、初代の方が醸造の技術を磨くため、この地区の酒屋に入り修行し、その後、独立をして大正2年に仕込蔵と工場が完成、醤油・味噌の仕込み、翌年の大正3年に主屋が完成し、7月に販売を始めたとの記載がある。この場所での営業の始まりは、大正2年と思われる。

委員 登録有形文化財の外観を変更する場合、届出の必要はないのか。

事務局 事前協議の行為については、文化財保護を担当している秋田市教育委員会文化振興室と協議をしており、異議がないということでした承をいただいている。届出については、事前協議者から文化振興室を経由して国へ届出がされると聞いている。

部会長 他にご質問等がなければ、景観重要建造物等保存事業費補助金事前協議の建造物は、補助要件を満たし、事業の行為は、補助対象基準に適合するという事によろしいか。

各委員 異議なし。

部会長 承認されたので、議案第1号については、その旨を審議会会長に報告する。

3 議事

(2)「屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止する地域の指定について」

事務局 議事資料(資料No1～4)について説明

部会長 ただ今の事務局からの説明を受けて、ご意見、ご質問はないか。

委員 指定する地域に設置されている屋外広告物の取り扱いについては、どうなるのか。

事務局 現地確認により、戸島ランプ付近に矢印・距離が記載された案内用広告板の設置があったが、許可申請がされており、禁止地域の指定後も掲出できるものである。また、自動車専用道路から確認できるものとして、戸島ランプ付近に交通安全等の記載がされた大規模な広告板があるが、市が設置しているもので、地方公

共団体が設置する広告物に該当し、禁止地域については、適用除外となる。

委員 以前から掲出している広告物は、禁止地域となっても継続して掲出できるということか。

事務局 現地確認において、自家広告物と案内図板があり、営業活動等の関係から禁止地域であっても自家広告物については、表示が5㎡までは、許可申請をしなくても掲出できることとなっている。また、5㎡を超える自家広告物、方向や距離等を表示した案内図板や公共的目的をもった広告物は、禁止地域の規定が適用除外となり、許可を受ければ掲出又は設置することが可能である。現地確認の結果、禁止地域に指定することにより支障となる屋外広告物は、現在のところ無いと思われる。

部会長 他にご質問等がなければ、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止する地域の指定については、異議がないということによろしいか。

各委員 異議なし。

部会長 承認されたので、議案第2号については、その旨を審議会会長に報告する。

4 その他

部会長 次に「4 その他」について、何かあるか。

事務局 (議案第1号および第2号の今後のスケジュール等について報告)

部会長 これをもって本日予定の議題はすべて終了とする。

これは、平成23年9月7日に開催された第19回秋田市景観形成専門部会の議事録である。